

届出の事前準備

1) 対象職員のリストアップ

賃金改善計画書 記載のために 対象職員

下記職種別に計算する

- ・看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）
- ・薬剤師
- ・看護補助者
- ・その他の対象職種

上記の合計

その他 対象職種ではないが、専ら事務作業をおこなうものについても記載が必要

1) 対象職員を4グループに分けてリストアップ

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設【施設基準】

[施設基準の概要]

(1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。

(2) 主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。）が勤務していること。対象職員は下に示す職員であり、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれない。

主として医療に従事する職員（対象職員）

①看護職員等

保健師
助産師
看護師
准看護師

②薬剤師

③看護補助者

④その他の対象職種

理学療法士
作業療法士
視能訓練士
言語聴覚士
義肢装具士
歯科衛生士
歯科技工士
歯科業務補助者
診療放射線技師
診療工ックス線技師
臨床検査技師
衛生検査技師
臨床工学技士

管理栄養士
栄養士
精神保健福祉士
社会福祉士
介護福祉士
保育士
救急救命士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
柔道整復師
公認心理師
診療情報管理士
医師事務作業補助者
その他医療に従事する職員

（医師及び歯科医師を除く。）

2) ベースアップ評価料における給与総額、基本給等総額の定義

使い道

給与総額：ベースアップ評価料の決定に用いる

外来ベースアップ評価料（II）：給与総額の1.2%未満なら算定可

入院ベースアップ評価料：165段階のどれに該当するかの判定に使う

基本給等総額：賃上げ計画の作成に使う（変動するものでは計画に使えない）

対象外職員の賃上げに使ってよいかの判定に使う

→給与総額等の2.5%以上

給与総額

以下の全ての合計

(1) 基本給等

①基本給

②決まって毎月支払われる手当

調整手当 住居手当
役職手当 家族手当
資格手当 通勤手当
その他毎月支払われる手当

(2) 「決まって毎月支払われる手当」以外の手当（額が決まっていない手当）

超過勤務手当 休日勤務割増手当
夜勤手当 交換勤務手当
深夜割増手当 呼出手当
その他都度支払われる手当

(3) 賞与

(4) 法定福利費の事業主負担分

(1) + (2) + (3) 合計額の16.5% として計上してよい

ベースアップによる賃金改善分に含めることができるもの

(1) 基本給等

①基本給

②決まって毎月支払われる手当

調整手当 住居手当

役職手当 家族手当

資格手当 通勤手当

その他毎月支払われる手当

(2) 以下のうち、(1) 基本給等に連動して引きあがる部分

①賞与

②法定福利費の事業主負担分

※業績に連動して引きあがった部分は含めない

注意：(1) に全額使ってしまうと、(2) の分が持ち出しになってしまう
(2) の部分も含めて、額を計画する必要がある

5/20付け厚生労働省保険局医療課事務連絡抜粋

令和6年6月1日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」の施設基準の届出については、令和6年6月21日までに届出を受理した場合には、同月1日から算定する。

なお、令和6年6月1日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」の施設基準の届出については、令和6年6月3日までに届出を受理した場合には、同月1日から算定する。

（参考）令和6年6月1日からの算定に係る施設基準の届出について

①	②以外の施設基準に係る届出	令和6年6月3日までに届出
②	「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」に係る施設基準の届出	令和6年6月21日までに届出